

法定福利費明示のための標準見積書様式およびその作成手順 (ブラッシュアップ版)

見積時から法定福利費を必要経費として確保するために、標準見積書を作成し法定福利費を明示する。

その標準見積書様式及びその作成手順を以下に定める。

1. 標準見積書様式

見積書に記載する費用区分については、特に標準様式を定めない。

ただし、見積書の表紙には必ず「法定福利費」を明示することとする。

2. 「法定福利費」額の作成手順

見積書に記載する法定福利費は、当該工事の内容ないし工期に必要と見積もられる総工事費に、下記の法定福利費事業主負担率を乗じて算出した合計額とする。

社会保険の範囲と事業主負担率

雇用保険	健康保険	厚生年金	介護保険
0.0105	0.04985	0.0871	0.00405

※厚生年金には児童手当拠出金を含む
厚生年金保険料率は H25. 9～を適用

この負担率は総工事費に乗じて算出するが、介護保険は 40 歳以上の労働者が対象の保険であり、総工事費に 40 歳以上の労働者の比率をさらに乗じることになる。この比率は個々の工事ごとに年齢構成を見て算出すべきところであるが、便宜的に業界の平均値として 52.3%の 40 歳以上労働者比率を適用する。

下請けを起用する場合は、上記と同様の作成手順にて算出した法定福利費を、当該再下請け業者に提出を求め、それを自社の法定福利費と合算して明示する。

〔消費税の取扱い〕

請負契約に係る工事費は、消費税の課税対象となることが原則であり、法定福利費は工事費の一部を構成するものであることから、消費税の課税対象となる工事費に含めて取り扱う。

〔適用除外である者の取扱い〕

個人事業主、一人親方など、当該工事における法定福利費（事業主負担分）を要しない適用除外となる技能労働者の数や割合が判る場合は、これらの者に係る法定福利費は内訳明示額に含めない。適用除外となる者の数や割合が判らない場合は、全員の加入に必要な法定福利費の額を内訳明示の対象とする。

〔建築板金施工者の基本年俸〕

適切な賃金水準を確保する上で、当会として理事会決議（H25 年 7 月 18 日）し基本年俸を 5,000 千円以上（手間労働日数 250 日／年）獲得に向けた取り組みを行う。

〔法定福利費算出手順〕

手元の原価予算書

1. 材料費	A	0,000,000
	B	000,000
	C	
2. 副資材	A	
	B	
	C	
3. 手間賃		X
4. 共通仮設費		000,000
5. 現場経費		000,000
6. その他		000,000
計		0,000,000

提出する見積書（ ）内数字は原価予算書項番

1. 直接工事 (1+2)	0,000,000
2. 手間賃 (3)	0,000,000
3. 現場経費 (4+5)	000,000
4. 工事原価 (小計)	000,000
5. 一般管理費	000,000
6. その他	000,000
総工事費 (計)	0,000,000
7. 法定福利費 (一般管理費内数)	Z

保険名	負担率	工賃総額	40歳比率	法定福利費
雇用保険	0.0105	X		
康保険	0.04985	X		
厚生年金	0.0871	X		
介護保険	0.00405	X	52.3%	
計				Z

以上

御 見 積 書

No. _____

平成 年 月 日

〇 〇 建設株式会社 殿
下記の通り御見積り申し上げます。

〇〇板金工業株式会社
〒108-0078
東京都港区三田 1-3-37
TEL03-3453-〇〇〇〇

合計金額 ￥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇

承認	作成

工事名	△△屋根改修工事
施工場所	
工期	
見積有効期限	3 か月
御支払条件	
特記事項	
消費税	別途

	品名	規格・形状・寸法	数量	単位	単価	金額
1	直接工事		1.0	式		0,000,000
2	手間賃		1.0	式		0,000,000
3	現場経費		1.0	式		000,000
4	工事原価（小計）		1.0	式		000,000
5	一般管理費		1.0	式		000,000
6	その他		1.0	式		000,000
	計					0,000,000
7	法定福利費					000,000
	総工事費合計					0,000,000